

# 産業廃棄物撤去義務者がいない産業廃棄物の 協力事業者による撤去について

静岡県東部健康福祉センターは、撤去義務者がいない産業廃棄物の撤去及び処理という他に事例を見ない事業であることに鑑み、社会貢献として撤去及び処理を行っていただける事業者を公募し、撤去処理を進めていくことといたしました。概要等については、下記のとおりですので、趣旨を御理解の上、応募いただきますようお願いいたします。

## 1 不適正保管廃棄物の概要

不適正保管の場所	富士市桑崎
産業廃棄物の種類	紙くず（金属くず及び廃プラスチック類が付着し、一体となっている。）
産業廃棄物の量	約 3,000 立方メートル（簡易測量による。）

※ 詳細は、御協力いただける事業者に直接御説明します。

## 2 撤去協力の条件

- (1) 産業廃棄物を全て撤去及び処理すること。
- (2) 産業廃棄物処理業の許可を有し、事業範囲に紙くず、金属くず及び廃プラスチック類の処分を含んでいること。
- (3) 産業廃棄物として、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。（再委託や転売等はできません。）
- (4) 業務に要する経費の一切は、御協力いただける事業者が負担すること。
- (5) 善良な管理者の注意をもって処理を行い、県及び第三者に損害を与えないこと。

## 3 募集期間及び応募方法

募集期間（一次）	平成 30 年 8 月 3 日から平成 30 年 8 月 28 日まで（土曜日、日曜日、祝日は除く） 各日とも午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
応募方法	電話にて担当者まで直接御連絡ください。 別途日程調整の上、打合せを実施します。

※ 複数の応募があった場合は、撤去いただける産業廃棄物の量や期間等を考慮して事業者を選定させていただきます。

## 4 受付・問合せ先

静岡県東部健康福祉センター廃棄物課不法投棄対策班  
〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1-3  
電話 055-920-2058

## 5 その他

産業廃棄物の不法投棄又は不適正保管については、本来、行為者、排出事業者及び土地所有者等にその改善の責務があるところですが、本件については、関係者が死亡し不在となったことにより、他に事例を見ない撤去方式として協力事業者を募集するものです。